

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令案要綱

第1 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正

- 1 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受けるための在級期間を廃止する。(第四条関係)
- 2 第二種初任給調整手当の算定に必要な額等について規定する。(第八条の五関係)
- 3 自衛官候補生、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生(以下「学生」という。)並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒(以下「生徒」という。)に対する第二種初任給調整手当の月額等について規定する。(第十七条の十の二、第十八条及び第十八条の二関係)
- 4 予備自衛官及び即応予備自衛官に支給する訓練招集手当の日額の上限並びに予備自衛官補に支給する教育訓練招集手当の日額を引き上げる。(第十七条の十四及び第十七条の十五関係)
- 5 若年定年退職者給付金の額の調整に必要な給与年額相当額の計算方法を改める。(第二十四条及び附則第十五項関係)
- 6 特地官署等の見直しに伴い、特地官署として格付けされる官署を追加するとともに、級別区分が引上げとなる官署の級別区分を改める。(別表第六関係)
- 7 その他所要の規定の整備を行う。

第2 防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正

自衛官候補生、学生及び生徒の災害補償の算定基礎額として用いる平均給与額の計算の対象に第二種初任給調整手当を加える。(第五条関係)

第3 施行期日等

- 1 この政令は、令和八年四月一日から施行する。(附則第一項関係)
- 2 その他関係政令について所要の改正を行う。(附則第二項関係)